

非核・平和都市佐賀市を宣言する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

核兵器を廃絶し、21世紀を戦争のない平和で安心して暮らせる時代にすることは、今を生きる私たちにとって課せられた最大の責務である。

しかし、今なお世界には大量の核兵器が厳然と存在し、核保有国の拡大も懸念されるなど、世界の平和と人類の生存に大きな脅威を与えている。

我が国は世界唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないために核兵器廃絶を全世界へ訴え続けていかなければならない。

私たちの佐賀市は、緑豊かな森林と命をはぐくむ宝の海・有明海を結ぶ、自然に恵まれた新しいまちとして誕生した。

このまちで、すべての人々が平和のうちに安心して暮らし、働き続けられることを願ってやまないものである。

よって佐賀市は、非核・平和都市として平和憲法の本質にのっとり、「非核三原則」を将来も遵守し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。

以上、決議する。

平成17年12月20日

佐賀市議会

飲酒運転撲滅を宣言する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

こうした状況下において、公務員が加害者となる交通事故も多発しており、さらに、先日、幼い三人の尊い命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、国民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。飲酒運転の怖さをあらためて痛感させられた。

そのため、こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、市民とともに飲酒運転を追放する決意を新たにすることがある。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全の普及・啓発等の施策を強化しなければならない。

よって本市議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市をはじめ市民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成18年9月20日

佐賀市議会

銃器犯罪の根絶に関する決議

平成19年11月8日、武雄市内の病院に入院中の市民が、拳銃で射殺される事件が起きた。しかも、病院という多くの市民等が集まる身近で安全であるはずの場所で、卑劣きわまる凶悪な殺人事件が発生したことに、市民は大きな衝撃を受け、銃器犯罪に対して恐怖と不安を感じている。

このような銃器による犯罪は、安全で安心して暮らせる平和な住みよい環境を望んでいる市民の強い願いを破壊するものであり、断じて許すことはできない。

国においては、今般、銃刀法による罰則を強化し、銃器犯罪の防止を図ろうとしているが、そうした中でこうした事件が発生したことは、誠に遺憾であり、依然銃器による犯罪が全国各地で絶え間なく発生している状況は、極めて憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

よって、国、県、市並びに警察当局においては、今回のような銃器による凶悪犯罪の発生を重く受け止め、銃器犯罪の対策等を強化することにより、二度とこのような事件が起きることのないよう、万全の対策を強く求める。

本市議会は、銃器犯罪はもとより、いかなる凶悪犯罪も許さない社会環境を醸成し、こうした悲劇が再び繰り返されることのない安全・安心な社会を築くことに全力を挙げて取り組むことをかたく誓うものである。

以上、決議する。

平成19年12月6日

佐賀市議会

暴力団等による暴力の根絶に関する決議

佐賀市議会では、これまで民主主義に対するテロ・暴力行為に関する決議や少年を暴力団から守る活動に関する決議及び銃器犯罪の根絶に関する決議を行い、市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに市民生活の安全と平和で豊かな市の発展のために、毅然とした姿勢で反社会的な犯罪組織である暴力団の根絶に向けた取り組みを進めてきたところである。

しかしながら、これらの取り組みを無視するかのごとく、暴力団の抗争事件が県内や九州各地において頻発し、善良な市民を巻き込む痛ましい事件が起きている。こういった事件が起きるたびに、市内では警察による厳戒態勢が敷かれ、市民は暴力の恐怖に怯えている。さらに、県内のみやき町において、指定暴力団関連施設の進出が進められようとしており、住民に新たな衝撃を与えている。このような暴力団の行為は、平和で安全な生活を願う市民に対する重大な挑戦であり、断じて許すことはできない。

よって、我々は、暴力団の存在を許さないという強い決意のもとに、暴力のない明るく豊かな社会を実現するため、市民・警察・行政・議会等の強力な結束により、市民の総力を結集し、全力を挙げて暴力の根絶にまい進するものである。

以上、決議する。

平成20年12月4日

佐賀市議会

北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議

北朝鮮は5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して、2回目の核実験を強行した。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安全を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

たび重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

「非核・平和都市佐賀市」を宣言している佐賀市議会は、この暴挙に対し、強く抗議するとともに、北朝鮮政府に対し、これ以上の核実験を厳に慎むこと、核兵器及び核兵器開発計画を放棄すること、6カ国協議に無条件で復帰することを強く求める。

また、政府においては、国際社会と協調し、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため断固たる行動をとるよう強く求める。

以上、決議する。

平成21年5月29日

佐賀市議会

米軍普天間飛行場の佐賀空港への移設に反対する決議

米軍普天間飛行場の移転先問題については、平成21年11月17日の衆議院安全保障委員会において、具体的に佐賀空港の名前が挙がり、また、一部の与党国会議員が視察に訪れるなど、佐賀空港が移転先の候補地の一つとして浮上してきている。

このような一連の動きに、市民はもとより県民からも驚きと不安の声が上がっている。

言うまでもなく、佐賀空港は県営の民間空港であり、軍事施設の移転先の候補地となることそのものが全く理解できないことである。

もとより、佐賀空港は、その開港に当たっては、有明海の漁業者や農業者の多大なる苦悩と苦渋の決断、理解の中で誕生した施設であることは、周知のとおりである。

そもそも、佐賀空港の建設に当たって、平成2年3月30日に、県と南川副漁協など8漁協との間で結ばれた「佐賀空港建設に関する公害防止協定」では、「空港設備の増設及び空港運営の変更等をしようとするときは、予め（8漁協と）協議する」としたうえ、協定覚書付属資料では、県は佐賀空港を自衛隊と共用する考えは持っていない旨が記されている。

「世界一危険な基地」と言われている普天間飛行場と隣りあわせで、今日明日にでも発生するかもしれない米軍機墜落事故の危険性や、昼夜を問わない騒音・振動の被害の中で暮らしている宜野湾市民、沖縄県民の苦しみは、一刻も早く取り除かなくてはならないのはもちろんである。

しかし、だからといってその苦しみを佐賀市民が背負わされるいわれはない。ましてや平和と国際友好の象徴ともいえるバルーンフェスタでの観光振興、「海苔の生産日本一」の拠点である有明海の水産振興にも打撃となることは明らかであり、佐賀空港での受け入れを容認することは絶対にできない。

我々佐賀市議会は、市民の負託を受け、安全で安心して暮らすことができる佐賀市の実現を目指すことがその責務であり、佐賀市民24万人の生命と安全な生活を守る観点から、米軍普天間飛行場の佐賀空港への移設については、断じてこれを容認しないことをここに明確に示すものである。

よって、政府及び佐賀県知事は、地元自治体の意見を踏まえ、佐賀空港への移設・受け入れをしないよう強く求める。

以上、決議する。

平成22年3月11日

佐賀市議会

議場に国旗及び市旗を掲揚する決議

佐賀市は、核廃絶と世界恒久平和を希求して、活発な国際交流を推進し、世界に開かれた都市を目指している。

今後とも、国際社会において、本市が諸外国と交流し、友好を深め、平和を築いていくためには、相互の文化や伝統を尊重することが求められる。

1999年に施行された「国旗及び国歌に関する法律」は、国民はもとより、国際的にも広く認識され定着していた日の丸と君が代に、改めて法的根拠を与えたものである。

また、我々佐賀市議会議員は、郷土を愛し郷土発展のため、市民の代表としての責務を果たす決意を込めて、佐賀市の発展と市民融和の象徴である市旗を尊重するものである。

よって、本市議会は、法律順守の意思を明確に表するため、また郷土を愛する心を涵養するため、議場に国旗及び市旗を掲揚する。

以上、決議する。

平成24年10月4日

佐賀市議会

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に関する決議

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」は、造船、製鉄・鉄鋼、石炭産業の重工業分野に西洋技術を移転する上で、他に類を見ないプロセスを証明する資産群であり、非西洋地域において近代化の先駆けをなした経済大国日本の原点を訪ね、語り継いでいく上で、極めて重要な遺産群である。

その構成資産の1つである三重津海軍所跡は、近代造船の産業化の揺籃期の段階を示す遺産である。幕末に藩主鍋島直正を中心として近代化事業に取り組んでいた佐賀藩は、幕府が設置した長崎海軍伝習所に多くの藩士を派遣し、そこで習得した洋式艦船に関する技術と情報を基に、佐賀藩海軍を創設するため、安政5年（1858年）に和船の管理地であった三重津に御船手稽古所を設置した。その後、訓練場や藩所有の洋式艦船のメンテナンスに必要な修船施設を整備し、海軍所としての体裁が整えられた。佐賀藩は、限られた情報の中で、西洋技術の獲得と実践を進めるにあたり、日本古来の伝統技術を巧みに使い、試行錯誤を重ねて取り組んだ。その証跡である国内最古の乾船渠を初めとする修船施設の遺構群は、近年の調査により地下に良好な状態で保存されていることが評価され、平成25年3月27日に国史跡として指定された。

幕末から明治にかけての急速な近代化を物語るこのような遺産群を世界文化遺産に登録する取り組みは、平成21年1月の「九州・山口の近代化産業遺産群」のユネスコ世界遺産暫定一覧表への追加記載を皮切りに本格的に進められ、平成26年1月には、日本国政府により、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」として推薦書正式版が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）世界遺産センターに提出され、順調に展開されている。

そして、本年度夏から秋には、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）が現地調査を行うことになっており、来年度の世界遺産委員会の登録審査に向けた取り組みは、最大の山場を迎えるに至っている。

よって、本市議会は、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に向けて、市民の機運醸成を図りながら、国、佐賀県並びに関係市町村、関係団体等の機関に働きかけを行い、その目的実現に向かって積極的に取り組むものである。

以上、決議する。

平成26年6月25日

佐賀市議会